

せい かつ ほ ご 生活保護のしおり

わかやましふくしじむしょ せいかつしえんだいいっか でんわ
和歌山市福祉事務所 生活支援第1課 (電話 073-435-1205)

せいかつしえんだいにか でんわ
生活支援第2課 (電話 073-435-1061)

せいかつ ほ ご にほんこくけんぽうだい じょう こくみん けんこう ぶんかてき さいていげんと
生活保護は、日本国憲法第25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度

せいかつ いとな けんり ゆう りねん もと せいてい せいかつ ほ ご ほう
の生活を営む権利を有する」の理念に基づき、制定された生活保護法により、

こくみん せいかつ ほ しょう くに せいで
国民の生活を保障する国の制度です。

せいかつ ほ ご せいかつ ほ ご せいで せつめい
この「生活保護のしおり」は生活保護の制度について説明したものです。

ふめい そうだん かた きがる たす
ご不明なことや、相談などがある方は、気軽にお尋ねください。



も く じ

せいかつ ほ ごと 生活保護とは	1
せいかつ ほ ごと りょう じゅきゅう 生活保護を利用（受給）するには	2
しきゅう ほ ごと ひ 支給される保護費	6
おも せいかつ ほ ごと しゅるい ないよう 主な生活保護の種類と内容	8
りょう じゅきゅう ちゅう まち 利用（受給）中に守らなければならないこと	10
ほ ごと ていし はいし こんなときは保護が停止・廃止されます	12
いりょうきかん 医療機関にかかりたいとき	13
かいご りょう 介護サービスを利用するとき	15
かなら とどけで こんなときは必ず届出を	16
ほ ごと ひ へんかん 保護費の返還について	18
せいかつ ほ ごと しつもん 生活保護にかかわるよくある質問	20
げんめんせいど りょうしゃふたんがく 減免制度や利用者負担額について	23
せいかつ ほ ごと いがい せいど かん といあわ さき 生活保護以外の制度に関する問合せ先について	23
あなたのたんとういん（ケースワーカー）たんとうみんせいいいん 担当民生委員	25

生 活 保 護 と は

■「健康で文化的な最低限度の生活」を保障します

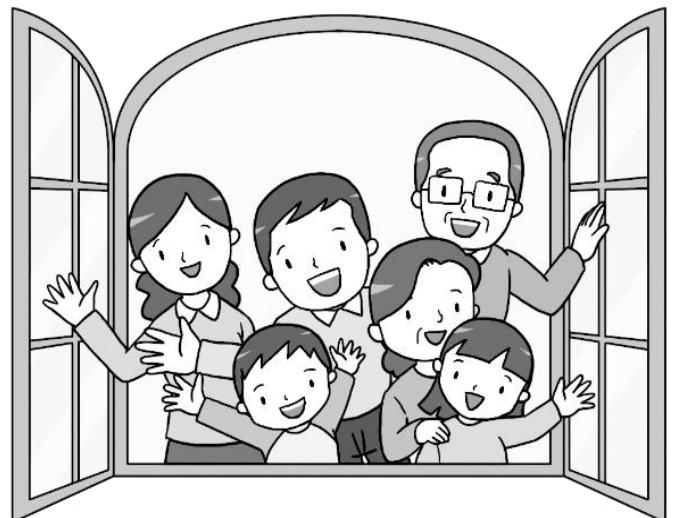
私たちの一生には、さまざまな事情によって生活が立ち行かなくなってしまう場合があります。生活保護は、そんなときでも「健康で文化的な最低限度の生活」ができるように憲法や生活保護法で定められた国の制度です。

生活保護は、支援を必要とする人があたりまえに生活するための「最後のセーフティネット（安全網）」です。

■生活保護の目的とは

生活保護は、資産や能力などを活用しても、どうしても生活に困る人に対して、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、将来的に自立できるようサポート（支援）することを目的としています。

生活保護法に定める要件に当てはまるときは、平等に生活保護を利用（受給）することができ、経済的に困窮した人の最低限の生活を支援する大切な制度です。



生活保護を利用（受給）するには

■ 本人の意思による申請が必要

生活保護を利用（受給）するには、本人の意思で申請することが必要です。お金がない、病気などで働けない、失業などで収入がないなど、生活に困った状況でも、保護の申請をしなければ生活保護を利用（受給）できるかどうかを検討することはできません。生活に困りどうしようもないときは、手遅れにならないうちに相談・申請をしましょう。

ただし、重病で申請の意思を示せないなど、急迫した状態で、直ちに保護が必要な場合などは、申請の意思がなくても保護が行われることがあります。

■ 生活保護利用（受給）の流れ

生活保護は、主に次のような手続を経て利用（受給）することになります。

1 相談

生活保護を利用（受給）したい、又は制度について知りたいと思ったら、お住まいの市町村の福祉事務所の生活保護相談窓口に行き、生活保護制度について詳しい説明を聞きましょう。

相談時、必要に応じて困っている状況や家庭の状況について聞かれます。また、他の社会

保障制度を活用することで生活保護を利用（受給）しなくても生活できる場合など、生活保護

以外の解決策を優先して勧められることもありますが、もちろん申請意思があれば申請できます。

2 ^{しんせい}申請

「^{せいかつ ほ ご しんせいしよ}生活保護申請書」に、^{りよう じゆきゆう}利用（受給）しようとする

^{ひと じゆうしよ しめい かぞくじようきよう しんせいらゆう きにゆう}人の住所、氏名、家族状況、申請理由などを記入し、

^{ふくしじむしよ ていしゆつ おこな}福祉事務所に提出することにより行います。



※^{ぼうりよくだんいん ぼうりよくだんかんけいしや せいかつ ほ ご う}暴力団員および暴力団関係者は生活保護を受けることができません。

^{しんせい じ ちょうさ しんさ ひつよう しよるい しりよう ていしゆつ ねが}申請時、調査や審査に必要な書類や資料の提出をお願いすることがあります。

《^{しんせい じ じさん れい}申請時に持参するものの例》

※^{ひつす}必須ではありません。そろえられない場合でも、^{ばあい しんせい}申請はできます。

- ① ^{しゅうにゆうしんこく かん}収入申告に関するもの・・・^{せたいぜんいんぶん しゅうにゆうじようきよう しようめい きゅうよめいさい}世帯全員分の収入状況（それを証明する給与明細
や^{ねんきんふりこみつうちしよ}年金振込通知書など）がわかるもの
- ② ^{しさんしんこく かん}資産申告に関するもの・・・^{よちよきん げんきん とち たてもの せいめいほけん しさんじようきよう}預貯金、現金、土地・建物、生命保険などの資産状況
（それを証明する^{しようめい つうちよう けいやくしよ}通帳や契約書など）がわかるもの
- ③ ^{ほんにんかくにんしよるい}本人確認書類・・・^{けんこうほけんしやう うんてんめんきよしやう}マイナンバーカード、健康保険証や運転免許証など

3 調査・審査

福祉事務所が必要な調査を行い審査します。判断する要件などには次のようなものがあります。

- ① 資産の活用・・・活用できる資産があれば、売却するなどの方法で生活費に充てる必要があります。資産の例としては、預貯金、有価証券、高価な動産（宝石や貴金属など）、土地不動産、生命保険、自動車などがあります。ただし、預貯金が少額だったり、それを手放すことで生活が成り立たなくなったりする資産（たとえば居住用の土地・建物）については例外が認められます。
- ② 能力の活用・・・世帯の中に働くことが可能な人がいる場合は、その能力に応じて働いて収入を得る必要があります。ただし、病気や障害があっても働けない、求職活動をしなくても仕事が見つからない、又は働いているが低賃金で収入が少くないといった場合は、利用（受給）の妨げにはなりません。
- ③ 他の制度の活用・・・各種年金や諸手当といった社会保障制度などで、給付を受けることができる場合は、まず、それらを優先して生活費や医療費に充てる必要があります。生活保護以外の給付の例としては、雇用保険、健康保険、老齢・障害・遺族年金、児童扶養手当などがあります。
- ④ 扶養義務者の扶養・・・配偶者、両親、子、孫、祖父母、兄弟姉妹といった親族からの援助を求めることが必要です。ただし、親族の扶養義務は、「その親族の可能な範囲での援助を行うことができるか」を問うもので、援助可能な親族がいるだけで生活保護を利用（受給）できないものではありません。

4 結果通知

生活状況や資産状況などの調査を行い、原則として申請した日から14日以内に生活保護を利用（受給）できるかどうかの通知がされます（調査に日時を要する特別な理由がある場合は最長30日）。

申請が却下された、または申請を行ったが30日をこえて返答がない場合には、行政不服審査法に基づく不服申し立て（審査請求）を行うことができます。審査請求は県知事あてに書面（審査請求書）を提出して行い、県知事は、福祉事務所の判断に違法または不当な点がないか審査します。

5 利用（受給）開始

生活保護を利用（受給）できることが決定したら、保護費の支給が始まります。保護費は月単位で支給（ただし、開始月は開始日以降の日割り計算）されます。

毎月の受取りは原則として金融機関口座への振込みですが、特別な事情がある場合は福祉事務所窓口で受取ることもできます。

また、利用（受給）開始時には、福祉事務所で、生活保護を利用（受給）するにあたっての生活保護上の権利や義務などについての説明を行います。

6 開始後の支援

① 担当員（ケースワーカー）

生活保護を利用（受給）されている世帯には、ケースワーカーと呼ばれる担当員（福祉事務所の職員）が、その世帯の自立を阻んでいる阻害要因を解消していくために色々な援助を行います。このため、家庭訪問による調査、また、就労できる人がいる場合には、就労に向けた助言・指導などを行い自立のための支援に取組めます。



② 民生委員

民生委員は、地域で生活に困っている人の相談に乗っていただける人であり、福祉事務所とは協力関係にあります。生活保護を始め、社会福祉全般の悩み事の相談相手として、必要な援助や助言を行ってくれます。

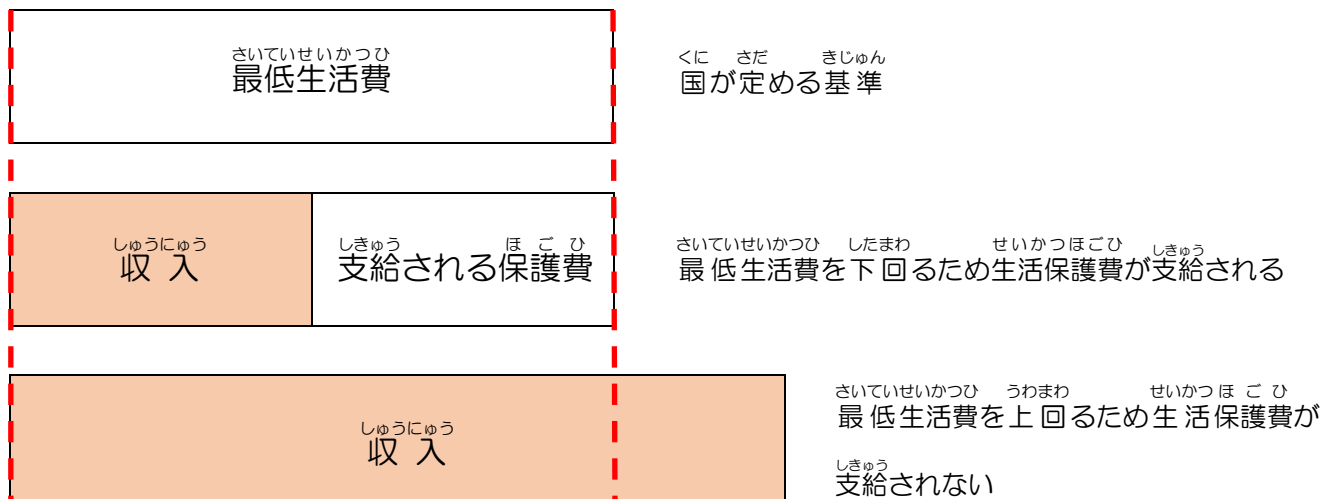
※ 担当員（ケースワーカー）など福祉事務所の職員や民生委員は、相談について守秘義務が課せられているため、相談の秘密は必ず守られますので安心して相談してください。

支給される保護費

■ 収入が基準を下回る場合に支給されます

国が定める基準である最低生活費と収入を比較して、収入が最低生活費を下回る場合、最低生活費に足りない額が保護費として支給されます。

就労や年金などの収入がある人でも生活保護は利用（受給）できます。



※ さいていせいかつひ ひかく しゅうにゅう せたいぜんいん しゅうにゅう きゅうりょう てあて
最低生活費と比較される『収入』には、世帯全員についてのあらゆる収入（給料、手当、
しょうよ ねんきん ふどうさんしゅうにゅう かぶめしはいどう いしやりょう かりいれきん みまいきん しおく こめ やさい かいさんぶつ
賞与、年金、不動産収入、株主配当、慰謝料、借入金、見舞金、仕送り、米、野菜、海産物
といった食料品の支給など）がすべて含まれます。

■ 基準となる最低生活費の決まり方

ほ ご ひ きじゅん さいていせいかつひ き かた
保護費の基準となる最低生活費は、世帯構成（人数や年齢）や、お住まいの市町村などによっ
ちが
て違います。

せたい にんすう おお さいていせいかつひ たか
世帯の人数が多いほど最低生活費は高くなります。また、母子世帯や障害者がいる世帯などは
かさん
加算されることがあります。その他、11月から3月までは冬季加算がされます。

ちいき ぜんこく しちょうそん きじゅん たか じゅん きゅう きゅう かくきゅう くぶん
地域については、全国の市町村が基準の高い順に1級から3級（さらに、各級が2区分）
の6区分に分けられています。和歌山市は上位から「3番目の区分」で、保護費は町村部にくらべ
てとしぶ
都市部のほうが高く設定されています。

■ 生活保護は世帯単位で利用（受給）します

せいかつ ほ ご せたいたんい りょう じゅきゅう
生活保護は、「世帯単位」で利用（受給）することが原則です。

せたい せたいいん いっしょ きょじゅう せいかい とも
世帯とは、世帯員が「一緒に居住して、生計を共にしている」ことをいいます。

よって、けつえんかんけい こんいんかんけい せたい じったい どういつ せたい
よって、血縁関係や婚姻関係になくても、世帯としての実態があれば、同一の世帯と
して保護の要否判定を行い保護費の支給が受けられます。



主な生活保護の種類と内容

生活保護を利用（受給）する人（世帯）は、生活上に必要な費用に応じて、次のような扶助が支給されます。



■生活扶助

日常生活をしていくうえで必要な費用のことで、衣食など

の個人的費用と光熱水費などの世帯共通費用が年齢や人数構成別



に国の定めた基準によって算定され支給されます。

※ 生活扶助については、以下の場合などに加算（増額）されることがあります。詳しくは福祉事務所にご相談下さい。

- ① 障害者加算 障害基礎年金を受給可能な程度の障害がある障害者がいる世帯の場合
- ② 母子加算 ひとり親世帯（父子家庭を含む。）の場合
- ③ 児童養育加算 児童（18歳未満の子等）を養育している世帯の場合
- ④ 介護保険料加算 65歳以上の人で、介護保険料が年金から引き落とされていない場合。

■住宅扶助

家賃、地代、また福祉事務所が必要と認める「引越しにかかる敷金や礼金、契約更新時の費用、家屋の修繕など」の費用について、定められた範囲内で実費が支給されます。ただし、共益費や管理費などは支給の対象にはなりません。

■ 教育扶助

義務教育を受けるために最低限必要な費用について、定められた基準額が支給されます。教材代や学用品費・学校給食費や通学のための交通費などのほか、課外学習や部活動のための費用などが支給対象となります。



■ 医療扶助

医療機関に受診する費用のことで、医療費は保険適用内のものについて自己負担の必要はありませんが、指定医療機関で受診することが原則です。医療を受けるときは、福祉事務所で発行される「医療券」やマイナンバーカードなどを使って受診します。

また、通院のための交通費に相当する費用（通院移送費）や、治療材料・施術等の給付も要件により支給可能な場合があります。

■ 介護扶助

介護サービスを利用するための費用のことで、介護保険制度の要介護認定で「要介護」又は「要支援」の認定を受けている人が対象となります。

福祉事務所で発行される「介護券」などを使うことで、介護サービスを受けるときの自己負担は必要ありません。



■ 出産扶助

出産時に病院や助産施設などでかかる費用について、定められた範囲内で実費が支給されます。基本的には児童福祉法による入院助産制度が優先されます。

■ せいぎょうふじょ 生業扶助

しゅうろう ひつよう 就労に必要な技能や資格を修得する場合などにかかる費用について、定められた範囲内
で実費が支給されます。こうこう しゅうがくひよう 高校などの就学費用についても、せいぎょうふじょ 生業扶助の
たいしやう 対象となるものもあります。



■ そうさいふじょ 葬祭扶助

そうさい ひつよう ひよう 葬祭に必要な費用について、定められた範囲内で実費が支給されます。

ぐたいてき 具体的には、しほうかくにんひよう 死亡確認費用、いたいうんぱん 遺体運搬、ひつぎ 棺、かそう 火葬、こつぽ 骨壺などにかかる費用がこれにあたります。

りよう じゅきゅう ちゅう まも 利用（受給）中に守らなければならないこと

せいかつ ほ ご ひよう こくみん ぜいきん 生活保護にかかる費用は国民の税金でまかなわれており、せいかつ ほ ご じゅきゅうしや 生活保護受給者には、さまざま けんり 様々な権利が
ほしやう 保障されていると同時に、どうじ まも 守っていただければならない義務があります。

■ せいかつ ほ ご りよう じゅきゅう ひと けんり 生活保護を利用（受給）する人の「権利」

あんしん 安心して暮らすために次のような権利が保障されています。

- せいかつ ほ ご じやうけん み 生活保護の条件を満たせば、だれ ひやうどう りよう じゅきゅう 誰でも平等に利用（受給）することができます。

せいかつ ほ ご ほうだい じやう
(生活保護法第2条)

- せいとう りゆう な 正当な理由が無ければ、けつてい ほ ご ひ へ 決定した保護費を減らされたり、せいかつ ほ ご りよう じゅきゅう 生活保護を利用（受給）できな
くなることはありません。せいかつ ほ ご ほうだい じやう (生活保護法第56条)

- ほ ご ひ 保護費には、ぜいきん か 税金が課せられることはありません。せいかつ ほ ご ほうだい じやう (生活保護法第57条)

- ・生活保護を利用（受給）する権利は差押えられることはありません。（生活保護法第58条）
- ・生活保護を利用（受給）する権利は、日本国内に限られます。

■生活保護を利用（受給）する人の「義務」

生活保護を利用（受給）する人には、守らなければならない次のような義務があります。

① 生活を維持・向上させる義務（生活保護法第60条）

- ・働ける人は、その能力に応じて勤労に励まなければなりません。
- ・健康の保持・増進に努め、病気の人、医師の指示に従って治療を受け、治す努力をしなければなりません。
- ・受給した保護費は、支出の節約をし、計画的に使わなければなりません。

② 担当員の指示に従う義務（生活保護法第62条）

担当員から、生活保護の目的を達成するために必要と思われる指示や指導を受けたときは、これに従わなければなりません。ただし、これは生活保護を利用（受給）する人の自由を尊重した必要最小限の指示や指導で、意思に反して強制するものではありません。

③ その他の注意すべき義務

家賃、公共料金などを滞納してはなりません。場合によっては、住宅扶助費を受給者に支給せず、福祉事務所が代理で直接納付（代理納付）することがあります。

こんなときは保護が停止・廃止されます

つぎ ばあい せいかつ ほ ご てい し はい し
次のような場合は、生活保護が停止又は廃止されます。

■生活保護を必要としなくなった場合

- 世帯の収入が増えるか、又は、あなたの世帯の最低生活費の基準額が減ることにより、
基準額を上回った場合
- 保護費を受給している人が親族などに引き取られた場合

■その他の注意すべき場合

- 正当な理由なく、福祉事務所の訪問調査を拒んだ場合
- 正当な理由なく、福祉事務所の検診命令を拒んだ場合（福祉事務所は、生活保護を利用（受給）している人の健康状態などを確認するために、医療機関での検診を指示することがあります。）
- 正当な理由なく、福祉事務所の保護の目的達成に必要な指示や指導に従わない場合

■生活保護を利用（受給）しなくなったときは

せいかつ ほ ご りよう じゅきゅう
生活保護を利用（受給）しなくなった場合は、次のような手続が必要です。

- 勤め先などの健康保険証がない人は、保護の停止・廃止日以後速やかに国民健康保険、又は
後期高齢者医療制度への加入手続をしてください。
- 生活保護を利用（受給）しなくなっても、国民年金保険料の減免が必要な人は、保護の停止・
廃止日以後速やかに年金担当窓口で手続をしてください。
- 生活保護を利用（受給）しなくなっても、小・中学校の児童・生徒には就学援助制度が
ありますので、必要な場合は教育委員会に相談してください。

医療機関にかかりたいとき

医療機関に行く前に

生活保護を利用（受給）している人は、病気やけがをしたとき、
保険適用内の治療について原則自己負担なく受診することができます。

医療機関に行く前には、必ず福祉事務所へ届出てください。休日や
夜間、急病などでやむを得ず申請ができなかったときには、後で速
やかに届出てください。



受診する際に注意すべきポイント

- 医療機関へ行くときは、生活保護法の指定医療機関で受診してください。
（指定になっていない医療機関を受診したときは、医療費を請求されます。）
- マイナンバーカード（マイナポータル申込済）をもっている人は、医療機関の薬局にかかる
時は「医療券」の代わりにマイナンバーカードを持参し、窓口で提出してください。
- 同じ病気やけがで2ヶ所以上の医療機関を受診することはできません。かかりつけ医をもち、
まず、かかりつけ医に相談してください。
- 薬が処方されている場合は、処方せんを持参する薬局を
できる限り一か所にし、「おくすり手帳」を一つ作成してもらい、
薬の飲み合わせや重複処方のないよう、薬剤師に相談してください。
- 病気やけがが治ったときや途中で通院をやめたときは、速やかに担当員に連絡してください。



・医師の指示により眼鏡やコルセットが必要なときや、はり・きゅう、あん摩・マッサージ、柔道整復などの治療を受けたいときは、事前に担当員にご相談ください。

・国民健康保険、後期高齢者医療は利用できませんので、国民健康保険は国保年金課、後期高齢者医療制度は保険総務課で、脱退手続きをしてください。

・社会保険に加入している場合は、医療券と一緒に保険証を医療機関窓口に提示してください。

・自立支援医療制度など、ほかの法律や制度から給付が受けられる場合、その給付を受けてください。

・修学旅行中に医療機関の受診が想定される場合は、事前に担当員にご相談ください。

・交通事故などにより治療が必要な場合、すぐに担当員まで連絡してください。医療費は原則として加害者が負担するため、医療扶助の適用はありません。

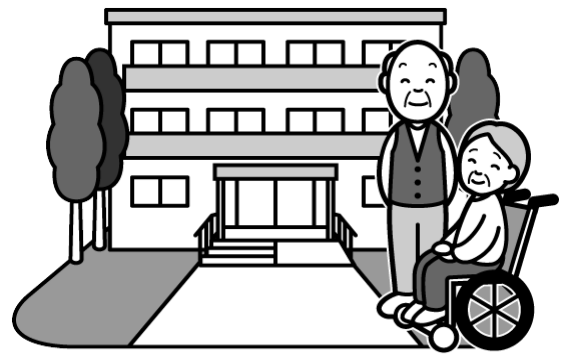
■ 医療扶助により医療を受けた場合に調剤される薬は、医師の特別な指示がある場合を除き、後発医薬品（ジェネリック医薬品）となります。

■ 40歳以上の方は、年度内に1回、無料で健康診査を受診できます。事前の申請が必要ですので、希望される方は、担当員まで申し出てください。

※医療の受け方などが不適切と思われる場合は、家庭訪問や電話などで指導をさせていただきます。ことがあります。また、医療機関や調剤薬局へ直接問合せをすることもあります。

介護サービスを利用するとき

高齢や病気などが原因で介護が必要となったとき、介護保険制度の介護サービスを利用することができます。介護サービスを利用するには、介護認定を受ける必要があります、対象者は、65歳以上の人、又は40歳以上65歳未満の特定疾病に該当する人です。事前にお住まいの地区の地域包括支援センター、又は福祉事務所の担当員にご相談ください。



こんなときは必ず届出を(生活保護法第61条)

■世帯全員についての届出が必要です

生活保護は世帯単位で利用(受給)します。

そのため、世帯全員について、収入や生活状況などに

変化があったときは、速やかに福祉事務所に届出てください。

これらは保護費の金額の決定にかかわるので、届出が遅れない

ように注意してください。



■収入や資産に変化があったとき

次のような場合があります。

- 毎月の給料や賞与(ボーナス)、日払いの給料、退職金などの収入があったとき

※働いた収入については、一定額の控除を行うことができます。

【控除の例】

高校生アルバイト収入について、申告すれば20歳未満控除が認められるほか、

クラブ活動費、修学旅行費、大学受験料、入学金等に当てることができます。

- 児童手当など公的手当の収入があったときや、金額に変更があったとき

- 老齢年金、障害年金など公的年金の収入があったときや、金額に変更があったとき

- 生命保険の入院給付金や解約返戻金があったとき

- 交通事故、労災事故などで相手から損害賠償金があったとき



- ・親族や友人など世帯の人以外からの仕送りや援助があったとき

(いわゆる仕送りのほか、親族が子供に与えたおこづかいやお年玉なども含む。)

- ・不動産などの資産を相続したとき
- ・資産を売却し、収入を得たとき



※これら全ての収入（借金を含む）は届出しなければなりません。必要な届出をしなかつ

た場合や事実と違った届出をして保護費を受取ると「不正受給」となります。ただし、借金
 に関しては、奨学金など一部の貸付金は認められる場合がありますので、詳しくは担当員
 に相談してください。

■世帯に変化があったとき

次のような場合があります。



- ・出生や死亡、転入、転出などで世帯の人数が

増えたり減ったりしたとき



- ・世帯の人が入院・転院、又は退院したとき

- ・世帯の人が入学又は卒業、進級できなかったときや休学、退学したとき

- ・世帯の人が就職又は退職したとき（職場の健康保険に加入したとき、又は加入資格を失ったとき）

- ・世帯の人が交通事故に遭ったとき

- ・世帯の人が障害者手帳などを取得したとき、又は障害者手帳の等級に変更があったとき

- ・現在の住居の家賃や地代が変わるとき

- ・現在の住居から引越しを考えているとき

保護費の返還について（生活保護法第63条・78条）

■保護費の返還が求められる場合があります

生活状況などの変化に関する届出が遅れたり、不正な手段を使って生活保護を利用（受給）した場合は、いったん支給した保護費（医療費などを含む）を返還していただきます。福祉事務所は、必要に応じて生活保護を利用（受給）している人について関係機関（年金事務所、税務署、金融機関、保険会社など）を調査することがあります。

定められたルールを守り、わからないことがあれば早めに担当員に相談しましょう。

■生活状況などの変更処理が遅れた場合

収入が増えた、世帯の人数が減った、入院したなど、生活状況などに変化があったにもかかわらず、届出が遅れるなどして変更処理が間に合わず、保護費を支給することになってしまうことがあります。この場合、支給しすぎた保護費を返還していただくことになります。翌月以降の保護費で調整する場合があります。

■資産がありながら保護を利用（受給）した場合

年金、手当、生命保険、不動産などの活用できる資産はあっても、生活が困窮している場合、生活保護を利用（受給）できることがあります。この場合、後で資産が現金化されたときは、既に支給された保護費を返還していただくことになります。現金化ができたときは、必ず福祉事務所に届出てください。

■不正に保護を利用（受給）した場合

生活保護申請や収入申告の内容などに偽りがあった、また、故意に収入増加の届けを出さなかったなど不正な手段で生活保護を利用（受給）した場合は、既に支給された保護費を返還しなければなりません。偽りの申請や届出など不正な手段で生活保護を利用（受給）した人は、保護費を返還しなければならないだけでなく、悪質な場合は法律により懲役や罰金が科せられることがあります。不正受給は絶対にやめましょう。

生活保護法第63条（費用返還義務）

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

生活保護法第78条（費用等の徴収）

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせたものがあるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

生活保護にかかわるよくある質問

Q 生活保護はどこに申請すればいいの？

A 現在生活している地域の福祉事務所です



定まった現住所がなく、住民票もない場合でも、また住民票がある自治体と違うところで生活していたとしても、現在生活している市町村の福祉事務所です生活保護を申請することができます。

Q 世帯のうち一人だけ生活保護を利用（受給）することはできる？

A 原則できません

生活保護は「世帯単位」で利用（受給）することが原則です。世帯とは、世帯員が「一緒に居住して、生計を共にしている」状態のことをいいます。よって、血縁関係や婚姻関係になくても、世帯としての実態があれば、同じ世帯の一員として扱います。

Q 外国籍の人でも生活保護を利用（受給）できる？

A 定住性があれば利用（受給）できます

外国籍の人で、有効な在留カード又は特別永住者証明書など、定住性のある証明があれば、生活保護が準用されます。住民登録されている市町村の福祉事務所へ相談してください。

Q 親族に知られたくない場合は？

A 特別な事情があるときはご相談ください

生活保護を申請すると、福祉事務所は扶養義務のある親族に対して、申請した人を援助できるかどうか確認する扶養照会をします。ただし、DVや虐待などの被害があり、親族に居場所を知られたくないといった特別な事情がある場合は、照会を見合わせることもありますので、事前にご相談ください。

Q 持家があっても生活保護を利用（受給）できる？

A 原則、住居であれば利用（受給）できます

資産価値の大きい住居などの場合は売却をはじめ資産活用が勧められますが、そこに住んでいれば、持家であっても生活保護を利用（受給）することができます。また、高齢者世帯の場合は、「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」の貸付を受けられることがあります。

Q 自動車や二輪車があっても生活保護を利用（受給）できる？

A 原則できません

自動車は、所有や使用も出来なく処分しなければなりません。ただし、障害者の通勤や通院などで、他の交通機関の利用が困難な場合など保有を認められることもあり、125CC以下の二輪は、その処分価値及び主な用途などにより、保有が認められる場合があります。

せいめいほけん
Q 生命保険はどうなりますか？

げんそく かいやく へんれいきん せいかつひ あ
A 原則として解約し、返戻金を生活費に充てることになります

かいやくへんれいきん しょうがく ほけんりょうがく しょうがく ばあい かぎ ほゆう みと
解約返戻金が少額で、かつ、保険料額も少額な場合に限り、保有が認められることが
あります。

じゅうたく せいかつ ほ ご りよう じゅきゅう
Q 住宅ローンがあっても生活保護を利用（受給）できる？

げんそく
A 原則できません

ほ ご ひ じゅうたく へんさい せいかつ ほ ご しゅし はん げんそく りよう じゅきゅう
保護費で住宅ローンを返済することは生活保護の趣旨に反するので、原則として利用（受給）
することができませんが、ローン支払いの繰り延べが行われている場合、又は、ローン返済期間
も短期間であり、かつ、ローン支払額も少額である場合、利用（受給）できることもあります。
また、住宅ローンが支払えず、家を手放さざるを得なくなった場合でも生活保護を利用（受給）
することができますので、福祉事務所に相談してください。

しゃっきん せいかつ ほ ご りよう じゅきゅう
Q 借金があっても生活保護を利用（受給）できる？

う む せいかつ ほ ご りよう じゅきゅう えいきょう
A 借金の有無は、生活保護の利用（受給）に影響しません

せいかつ ほ ご ひ せいかつ ほしょう しきゅう しゃっきん へんさい
ただし、生活保護費は、あなたの生活を保障するために支給するものなので、借金の返済
にあてるのは、望ましくありません。

げんめんせいど りょうしゃふたんがく 減免制度や利用者負担額について

せいかつ ほ ご りょう じゅきゅう ともな げんめんせいど つぎ
生活保護利用（受給）に伴う減免制度などには次のようなものがあります。

■ 国民年金保険料の法定免除

こくみんねんきんほけんりょう ほうていめんじょ
問い合わせ先 和歌山市役所 国保年金課（電話 073-435-1055）

■ 公立幼稚園、保育所、認定こども園の

りょうりょう
利用料

りょうしゃふたんがく せいかつ ほ ご りょう じゅきゅう ばあい むりょう わかやまし
利用者負担額は、生活保護を利用（受給）している場合、無料となります。和歌山市で
さだ りょうしゃふたんがく いがい ひょう ひつよう かくえん ちよくせつ といあわ
定める利用者負担額以外の費用は必要となりますので、各園に直接お問合せください。

問い合わせ先 和歌山市役所 保育こども園課（電話 073-435-1064）

■ NHK放送受信料の免除

えぬえいちけいほうそうじゅしんりょう めんじょ
問い合わせ先 NHK和歌山放送局 営業部（電話 073-426-7000）

■ 軽自動車税（種別割）の減免

げんどうきつきじてんしゃとう しょう かつ しんせい けいじどうしゃぜい しゅべつわり げんめん
原動機付自転車等を所有されている方は、申請により軽自動車税（種別割）を減免するこ
とができます。減免申請は車両ごとに必要です。申請方法については、以下の問合せ先まで
といあわ
お問合せください。

問い合わせ先 和歌山市役所 市民税課 軽自動車税班（電話 073-435-1035）

■ 住民票など各種証明書を発行する際の手数料

問い合わせ先 和歌山市役所 市民課（電話 073-435-1027）

※ ほかに、免除を受けられる制度もありますので、詳しくはお尋ねください。

せいかつ ほ ご いがい せいど かん といあわ さき 生活保護以外の制度に関する問合せ先について

■ 生活困窮者自立支援制度

わかやましな い す せいかつ こま ひと せいかつ ほ ご りょう じゅきゅう ちゅう かつ たいしょうがい
和歌山市内にお住まいで、生活に困っている人（生活保護を利用（受給）中の方は対象外
です。）に、じりつ もくてき つぎ しえん おこな
自立を目的とした、次のような支援を行います。

① 自立相談支援事業

どのような支援が必要かを一緒に考え、制度の紹介や相談機関への同行など生活の安定に向けた支援を行います。

② 住居確保給付金 ※支給には一定の要件があります。

離職などにより住居を失った人、又は失うおそれの高い人には、就職に向けた活動をする条件に給付金を一定期間支給します。

問合せ先 和歌山市役所 生活支援第2課（電話 073-435-1061）

■就労に関すること

職業相談、職業紹介、求人情報の提供、雇用保険の受給手続きを行っています。

問合せ先 ハローワーク和歌山（電話 073-425-8609）

■高齢者の介護予防や暮らしのサポート（支援）に関すること

高齢者のみなさんを、介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的に支えるため、

和歌山市内に「地域包括支援センター」を15か所設置しています。

問合せ先 和歌山市役所 地域包括支援課（電話 073-435-1197）

■障害者の福祉に関すること

① 身体障害者手帳や療育手帳の交付、身体障害や知的発達障害がある人の相談など

問合せ先 和歌山市役所 障害者支援課（電話 073-435-1060）

② 精神障害者保健福祉手帳の申請、精神障害のある人の相談など

問合せ先 和歌山市保健所 保健対策課（電話 073-488-5117）

■債務整理に関すること

借金などのさまざまな法的トラブルの相談窓口です。

問合せ先 法テラス和歌山（電話 050-3383-5457）

あなたの^{たんとういん}担当員（ケースワーカー）は（ ）^{ちく}地区

^{だい}第 ^{はん}班 _____ です

^{でんわ}電話：^{せいかつしえんだいいっか}生活支援第1課 073-435-1205

^{せいかつしえんだいにか}生活支援第2課 073-435-1061



あなたの^{たんとうみんせいいいん}担当民生委員は

_____ さんです

^{でんわ}
(電話

)



メモがき

^{わかやましふくしじむしょ}
和歌山市福祉事務所

〒640-8511

^{わかやましちばんちょう} ^{ばんち}
和歌山市七番丁23番地

※この冊子に^{さっし}掲載^{けいさい}している内容は、^{ないよう}令和7年^{れいわ}5月^{ねん}現在^{がつげんざい}のものです。

